

沼津市国民保護協議会概要

- 設置年月日 平成 18 年 5 月 29 日
- 設置の根拠法令 国民保護法第 39 条及び第 40 条、沼津市国民保護協議会条例
- 所管部署 沼津市消防本部 防災地震課
電 話 : 055-934-4803
F A X : 055-931-7702
E-mail : fd-bosai@city.numazu.shizuoka.jp
- 設置の目的 市内における国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、本市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置され、次に掲げる事務を処理する。
・ 国民の保護のための措置に関する重要事項の審議
・ 市長に対する意見の陳述
- 委員の機関名・役職
- 会長 沼津市長
- 委員（あて職）
- 1 指定地方行政機関の職員（法第 40 条第 4 項第 1 号）
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所 所長
海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部 部長
農林水産省関東農政局静岡農政事務所 地域第二課長
 - 2 自衛隊に属する者（法第 40 条第 4 項第 2 号）
陸上自衛隊第 34 普通科連隊 第 5 中隊長
 - 3 県の職員（法第 40 条第 4 項第 3 号）
静岡県東部地域防災局 副局長
静岡県東部保健所 所長
静岡県沼津土木事務所 所長
静岡県沼津警察署 署長
 - 4 市の助役（法第 40 条第 4 項第 4 号）
沼津市 助役
 - 5 市の教育長、消防長（法第 40 条第 4 項第 5 号）
沼津市教育委員会 教育長
沼津市消防本部 消防長
 - 6 市の職員（法第 40 条第 4 項第 6 号）
沼津市 水道事業管理者
沼津市 企画部長
 - 7 指定公共機関の役員又は職員（法第 40 条第 4 項第 7 号）
中日本高速道路株式会社横浜支社御殿場保全・サービスセンター 所長

西日本電信電話株式会社沼津支店 支店長
東京電力株式会社沼津支店三島支社 支社長
日本通運株式会社沼津支店 支店長

8 指定地方公共機関の役員又は職員（法第 40 条第 4 項第 7 号）

静岡瓦斯株式会社沼津支店 支店長
社団法人静岡県エルピーガス協会東部支部沼津地区 地区長
社団法人静岡県トラック協会東部支部 支部長
株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社東部総局 総局長

9 知識又は経験を有する者（法第 40 条第 4 項第 8 号）

沼津バス協会 会長
静岡県石油商業組合沼津支部 支部長
社団法人沼津医師会 会長
沼津市自治会連合会 会長
沼津市消防団 団長
エフエムぬまづ株式会社 代表取締役
社会福祉法人沼津市社会福祉協議会 会長
沼津市赤十字奉仕団 委員長

■ 審議会開催状況 常設され、定期的開催

■ 会議録の扱い 公開

■ 会議資料の扱い 公開

沼津市国民保護協議会
(会議録一覧)

■ 会議録

- ◇ 第 1 回 平成 18 年 5 月 29 日（月）開催済
- ◇ 第 2 回 平成 18 年 8 月 23 日（水）開催済
- ◇ 第 3 回 平成 18 年 12 月 22 日（金）開催済